

平成28年1月より マイナンバー制度が始まります ⑩



たかはし労務コンサルタント事務所 所長
社会保険労務士 高橋 真 悟

半年以上にわたりマイナンバーについて、取り上げてきましたが、今回で最終回となります。

最終回は、私からお願いを3つにまとめてみました。マイナンバーのお話をさせていただくことは同様の話をしていることも多いので、既にご理解いただいている読者の方もいらつしやるかもしれませんが、どうぞ最後までお付き合いください。

最初にお願したいことは、

「マイナンバー制度に興味を持ってください」ということです。

日本で生活し、マイナンバーが付与されている以上、企業の担当者でなくとも無関係ではありません。

せん。利用範囲の拡大とともに予想外のトラブルが発生するかもしれません。自分のマイナンバーは自分で守らなければなりません。そのためには、利用範囲や利用方法を正しく理解する必要があります。いさなり詳細なことまで身につけることは難しいと思います。マイナンバーの制度に興味を持ってもらい、趣味の雑誌を読むような感覚で接することができれば、自然と理解は深まるはず

次に、

「マイナンバーを契機に情報管理の重要性を認識してください」ということです。

マイナンバー制度開始

に伴い、多くの企業で管理体制を構築したことと、思いますが。今後は構築した制度が形骸化することなく、より良いものに発展させることはもちろん、マイナンバー以外の情報資産も適切に管理できる体制を築き上げてください。

最後に、マイナンバー取扱担当者のみならず、情報管理や安全対策という業務は事故が発生しないのが当然で、事故が発生した場合には担当者が責任を問われるため、報われたいと嘆いている方もいらつしやるかと思

います。それでも、たまに事故が起きていないのではなく、未然に防

でいるから事故が発生しないのであれば、担当者の皆さんは会社や従業員を守っているということになります。そこで、

「マイナンバーの適切な管理に自信を持ってください」

必ず評価されるときがくるはず。また、管理者の方は適切な管理で事故を防いでいる事実と

担当者の取り組みに対し適正な評価をお願いします。

以上で『平成28年1月よりマイナンバー制度が始まります』を締めくくりたいと思います。最後までお読み頂きありがとうございました。

(完)



たかはし労務コンサルタント事務所所長
(当協会マイナンバー制度対応支援コンサルタント)
社会保険労務士
高橋 真 悟

【筆者からの3つのお願い】

1. マイナンバー制度に興味を持ってください
2. マイナンバーを契機に情報管理の重要性を認識してください
3. マイナンバーの適切な管理に自信を持ってください

マイナンバー制度対応支援

初期総合コンサルティング

対応策の検討はお済みですか？ その対応策は十分ですか？ 逆に行きすぎではありませんか？ マイナンバー制度対応支援コンサルタントが企業をご訪問し、企業の状況に合った対応策の構築をアドバイスいたします。

お問い合わせ先 当協会 総合受付 (☎ 052-961-1666)